

堺市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月26日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート

## 第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和5年11月1日～令和6年3月26日

## 第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課

<指定管理者>

美津濃株式会社

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年度の委託料 6,183万9,912円

<施設名及びその主な内容>

○名称 堺市立鴨谷体育館

所在地 南区鴨谷台

設置年月 昭和60年6月

設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。

施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部屋根鉄骨造、一部2階、地上1階、地下1階

敷地面積 6,904 m<sup>2</sup>、建築面積 3,703 m<sup>2</sup>、延床面積 4,731 m<sup>2</sup>

施設内容 第1体育室、第2体育室、第3体育室、第4体育室、トレーニング室、研修室等

- 名 称 堺市鴨谷野球場  
所在地 南区鴨谷台  
設置年月 昭和 60 年 6 月  
設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。  
施設規模 17,000 m<sup>2</sup>、2 面（対面型）、法面 7,517.45 m<sup>2</sup>  
施設内容 管理棟、倉庫、便所
- 名 称 堺市荒山テニスコート  
所在地 南区宮山台  
設置年月 昭和 61 年 4 月  
設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。  
施設規模 5,300 m<sup>2</sup>、6 面（砂入人工芝）  
施設内容 管理棟、事務室、休憩室、更衣室・シャワー室、倉庫、便所、屋外休憩所等

第6 事業状況

<利用状況> 令和4年度

		利用率 (%)	利用者数 (人)
堺市立鴨谷体育館			
第1体育室	専用	92.2	57,525
	共用	—	1,134
第2体育室	専用	92.4	31,873
	共用	—	0
第3体育室	専用	71.3	14,700
	共用	—	36
第4体育室	専用	91.9	15,024
	共用	—	0
トレーニング室	専用	—	157
	共用	—	10,780
研修室	専用	37.0	5,234
	共用	—	0
堺市鴨谷野球場	専用	46.0	17,387
堺市荒山テニスコート	専用	75.6	38,378
	共用	—	322
合計		—	192,550

<収支状況> 令和4年度

(単位：円)

	金額
収入	96,123,121
指定管理料	61,620,000
利用料金	32,556,415
その他 ※	1,946,706
支出	104,686,857
人件費	35,928,343
光熱水費	31,067,916
委託料	18,707,303
その他	18,983,295
収支差額	△8,563,736

※キャッシュレス決済に要する費用分（指定管理料）を含む。

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

## 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者は、定期報告書及び事業報告書に記載している指定管理業務の収支状況において、修繕費の一部を、備品購入費にも二重に計上していた。

### 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者が自主事業で自動販売機等を設置する際は、堺市公園条例施行規則に定められた公園施設設置許可申請書に、図面等の面積等を証するものを添付して市に提出し、使用面積に応じた使用料を市に支払い、許可を受ける必要がある。

しかし、許可された面積よりも大きい自動販売機を設置していた。

(2) 鴨谷体育館においては、同じ建物内に、堺市立南図書館美木多分館が併設されている。そのため、建物に係る保守管理費等については、指定管理者が一旦支払い、仕様書で定められた費用負担割合に基づいて計算した金額を、後から指定管理者が市に請求している。

しかし、保守管理費のうち、清掃業務に係る費用の請求について、仕様書で定められた負担割合どおりに計算していなかった。

#### 5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。